

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		見舞金等の支給 新座市災害見舞金等支給条例第5条 (届出及び支給) 第5条 第3条の規定による見舞金等の支給を受けようとする者は、被災証明書又は医師の診断書等を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。 2 市長は前項の届出を受けたときは、その内容を直ちに確認し、速やかに支給決定するものとする。
所管部課係名		総合福祉部福祉政策課福祉政策係
審査基準	審 査 基 準	新座市災害見舞金等支給条例 第2条 市民が次の各号の一に該当するときは、当該市民又はその遺族に対し、見舞金等を支給する。 (1) 火災、風水害その他気象災害によつて、現に居住する住家に被害を受けたとき。 (2) 火災、風水害その他気象災害によつて死亡し、又は重傷を負つたとき。 第3条 見舞金等の額は、次のとおりとする。 (1) 住家の全焼、全壊又は流出 1世帯 10万円 (2) 住家の半焼、半壊 1世帯 5万円 (3) 住家の床上浸水 1世帯 3万円 (4) 死亡 10万円 (5) 重傷 5万円 2 単身世帯が前項第1号、第2号又は第3号の被害を受けたときは、当該被害に対応して定める額に2分の1を乗じて得た額を災害見舞金の額とする。 第4条 見舞金等の支給を受けられることができる者は、災害発生時に、本市の住民基本台帳に記録されている者でなければならない。 2 弔慰金の支給を受けられることができる者は、災害発生時に死亡者と同居していた親族又は葬祭を行うものとする。 第5条 第3条の規定による見舞金等の支給を受けようとする者は、被災証明書又は医師の診断書等を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。 2 市長は前項の届出を受けたときは、その内容を直ちに確認し、速やかに支給決定するものとする。
	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (条例の規定で言い尽くされているため) なお、災害救助法に基づく救助が適応されない災害においては、新座市災害見舞金等支給条例第5条1項における「特別な事由がある場合」にあたるとして、職員による現場の確認又は消防からの火災出動概要により被害状況の確認を行っているため、被災証明書等は不要としている。
参考事項	新座市災害見舞金等支給条例第2条・第3条	

	設定等年月日	平成11年7月1日設定(令和4年1月1日最終変更)
期 標 準 処 理 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	通常の火災においては即日。その他の災害による場合は、審査の先例がなく、標準処理期間の設定の手掛かりがないため未設定
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)